特集2

令和3年版
再犯防止推進白書

# 京都コングレス


第1節 京都コングレス開催の意義

第2節 京都コングレスにおける再犯防止

第3節 京都コングレスの成果と今後の展望

久慈（つりがね洞）

特集2

# 京都コングレス

2021年（令和３年）３月７日から12日までの６日間、第14回国連犯罪防止刑事司法会議が国立京都国際会館で開催された。

国連犯罪防止刑事司法会議、通称「コングレス」は、５年に１度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、同分野における各国の取組や国際協力の在り方について、各国の司法大臣、検事総長等を含む世界中の刑事司法関係者が議論を行い、成果文書として、国連及び加盟国の取組の中長期的な指針となる政治宣言を採択するものである。

約50年ぶりに京都で開催された第14回会議（以下「京都コングレス」という。）は、当初、2020年（令和２年）４月20日から27日までの８日間の日程での開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催の約１か月前に延期することが決定され、2021年３月、コングレス史上初となる、オンライン参加と来場参加を組み合わせた、いわゆる「ハイブリッド方式」により開催された。

京都コングレスは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、すなわち、SDGs※1が採択されてから初めてのコングレスであり、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとし、これまでと同様に、全体会合と委員会の２つの正式プログラムが実施された。

全体会合では、全体テーマの下、①犯罪防止、②刑事司法（再犯防止施策）、③法の支配、④国際協力に関する４つの議題について議論がなされ、委員会では、上記４つの議題をそれぞれ掘り下げた４つのトピックについてのワークショップが実施された。

その他、会場やオンラインで、約150の附属会合（コングレスにおける正式名称は「アンシラリーミーティング」である。以下、通称である「サイドイベント」という。）が実施された。

そして、成果文書として採択されたのが「京都宣言」※2である。

本特集では、京都コングレス開催の意義及び京都宣言の内容を確認した上で、京都コングレスにおいて実施された再犯防止に関する様々なイベント等を紹介し、最後に、再犯防止施策についての京都コングレスの成果と今後の展望についてまとめることとしたい。

## 第1節　京都コングレス開催の意義

京都コングレスには、いずれも過去最多となる152の国と地域、約5,600人が参加登録し、90の国と地域の閣僚がステートメントを実施した。

そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における厳しい渡航制限・行動制限にもかかわらず、13か国から閣僚級の来日参加があった。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大においても、犯罪との戦いを諦めないという国際社会の強い決意・姿勢が示されたと言えよう。

京都コングレスの成果文書として全会一致で採択された京都宣言の正式名称は、「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言」

※1　SDGs　Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年（平成27年）９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（Leave no one behind）ことをうたっている。

※2　京都宣言URL
「https://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/programme/meetings.html#kyoto_statement」

であり、全97段落に及ぶ充実したものである。

その採択に向けた協議は、2019年（平成31年）初めに、アジア太平洋、ラテンアメリカ、中東、アフリカ及びヨーロッパの５つの地域において開催された地域準備会合から始まった。

各地域が京都宣言に盛り込みたい事項をまとめた勧告をもとに、2019年（令和元年）９月に京都で日本政府主催による専門家会合が開催され、その後、約１年半にわたるオンライン方式を含む断続的な非公式協議における文言交渉を経て、京都コングレスのハイレベルセグメントにおいて、全会一致で採択されるに至った。

今後は、世界各国がこの京都宣言を着実に実施していくことが重要であり、我が国は、これにリーダーシップを発揮することが国際社会から期待されている。

本節では、京都宣言の内容について、全体像に触れつつ、特に再犯防止と関連する部分を中心に紹介する。

また、京都コングレスに先立ち開催された京都コングレス・ユースフォーラムについても、その概要と再犯防止に関する議論について、その成果を紹介する。

**特2-1 京都コングレスの開会式の様子**

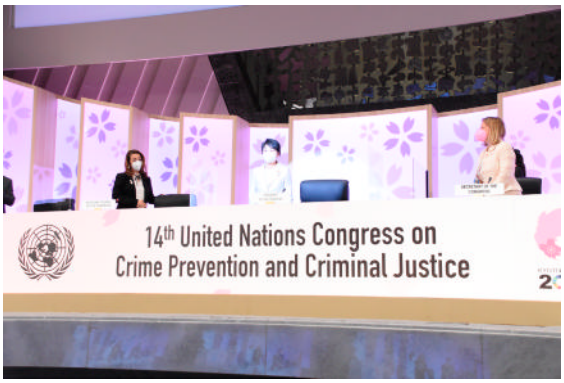


## 1 京都宣言の内容と意義について

### (1) 京都宣言の全体像

京都宣言は総論と各論に分かれており、総論においては、ポストコロナ時代、とりわけ持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットイヤーである2030年（令和12年）に向け、国際社会が取るべき包括的な指針が示された。

具体的には、法の支配が誰一人取り残さない社会を目指す「持続可能な開発」の実現の礎となることが確認されたことに加え、加盟国が特に新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした刑事司法におけるデジタル化の推進等犯罪防止・刑事司法への課題に対処すべきことや、SDGs達成に向けた刑事司法分野における国際協力の一層の強化、犯罪防止等のためのマルチステークホルダー・パートナーシップの推進等がうたわれている。

各論は、コングレスの議題に沿った４つの大項目からなっており、①犯罪防止の項目においては、各地域の状況を踏まえ、文化の多様性を念頭に置きつつ法遵守の文化を醸成するなどの方法による、地域の状況を踏まえたテーラーメードの犯罪防止戦略の推進や、刑事司法の未来を担うユースの活躍、②刑事司法の項目においては、更生と社会復帰を通じた再犯防止や、子ども及び若者の脆弱性に対処する刑事司法の推進、③法の支配の項目においては、腐敗防止の取組や、法教育等を通じた法遵守の文化の醸成に必要な知識等の涵養、④国際協力の項目においては、実務家の能力構築や各国への技術支援と共に、犯罪収益はく奪、テロや新興犯罪への対処の必要性など、様々な事項が盛り込まれた。

### (2) 京都宣言における「再犯防止」

京都宣言の文言交渉過程においては、SDGs達成のためには再犯防止も重要であることが確認されつつ、各国における再犯率の高止まりや罪を犯した者に対する社会復帰支援が十分になされていないことなどが各国から課題として指摘され、「誰一人取り残さない社会」の理念を背景に、国際社会において再犯防止の取組を推進していくべきとの合意が形成された。

その結果、前述の京都宣言の各論の４つの大項目のうちの一つである「刑事司法制度の推進（Advancing the criminal justice system）」の中に、「更生と社会復帰を通じた再犯防止（Reducing reoffending through rehabilitation and reintegration）」と題した小項目が設けられ、再犯防止に関する６つの内容がうたわれている。

以下にその内容を記載する。

① 犯罪者のニーズ及びリスクの個別評価に基づく効果的な処遇プログラムを企画し、実施することを含め、矯正施設における更生環境を改善し、犯罪者が社会復帰に必要な技能を身につけることを支援するため、職業訓練及び技術訓練並びに教育プログラムへのアクセスを提供する。

② 社会及び個人の保護の必要性や被害者及び加害者の権利に十分に配慮した上で、地域コミュニティの積極的な参加を得て、加害者の社会復帰を促進するためにコミュニティにおける更生環境を醸成する。

③ 雇用・社会福祉機関や地方自治体などの関連する行政機関の間の連携とともに、これらの行政機関と、犯罪者の長期的かつ社会的な再統合を支援する協力雇用主や地域ボランティアを含む地域社会との間の官民連携を促進することにより、再犯を防止するためのマルチステークホルダー・パートナーシップを推進する。

④ 犯罪者がコミュニティの一員として社会に受け入れられることの重要性と、犯罪者の長期的かつ社会的な再統合を支援する上でのコミュニティの関与の重要性についての認識を高める。

⑤ 受刑者の権利及び同意、更生及び社会復帰に関する問題を適宜考慮した上で、適切な場合には、受刑者が残りの刑期を自国で服役するための移送に関する協力を推進し、必要に応じて、この点に関する二国間又は多数国間の協定又は取決めを締結し、このような措置が利用可能であることについての受刑者の認識を高める。

⑥ 被害者の回復及び犯罪者の社会復帰を支援し、犯罪及び再犯を防止するために、適切な場合において、国内の法的枠組の範囲内で、刑事手続の適当な段階における修復的司法の手続を促進し、この点に関する同手続の有用性を評価する。

このうち、特に、②地域コミュニティへの積極的な参加による加害者の社会復帰の促進や④コミュニティ関与の重要性についての啓発は、犯罪をした人の立ち直りを支える地域社会を作るために日々地道に努力されている地域ボランティアの重要性やその意義を再確認するものであり、日本の保護司制度はそのグッドプラクティスとして注目・期待されている。

また、③マルチステークホルダー・パートナーシップの推進は、総論にも挙げられているところ、特に再犯防止の文脈では、「再犯防止推進計画」に基づき、国、地方公共団体、民間の団体等が相互に連携協力して取組を進め、着実に効果を上げている我が国の知見・経験を基に、我が国がリーダーシップを発揮し得る事項である。

京都宣言においては、そのほかにも、犯罪の根本原因やリスク要因等に対処する犯罪防止戦略の推進、刑事司法制度と接点を持った子ども及び若者の脆弱性への対処など、様々な角度から再犯防止に関連する記述が盛り込まれており、世界各国の再犯防止に対する関心の高さがうかがえる。

## 2 京都コングレス・ユースフォーラム

### (1) 京都コングレス・ユースフォーラムの概要

2021年（令和３年）２月27日及び28日の２日間にわたって、国立京都国際会館において、京都コングレスの関連イベントである「京都コングレス・ユースフォーラム」（以下「ユースフォーラム」という。）が、オンライン参加と来場参加を組み合わせた「ハイブリッド方式」により開催された。

ユースフォーラムは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により世界が分断の流れを見せる中で、様々な価値観やバックグラウンドを持つ世界各国の若者が、自分たちが暮らす社会について真摯

に議論をすることにより、連帯と対話の機運を醸成し、将来につながるパートナーシップを築くこと、ユースフォーラムの議論の結果を勧告としてコングレスに提出し、SDGsのターゲットイヤーである2030年（令和12年）以降の社会を担う若い世代の意見をコングレスの議論にも反映すること等を目的として開催された。

今回のユースフォーラムには、我が国を含めて、36の国と地域※3から約150名が参加（来場参加約50名、オンライン参加約100名）した。

国内においては、法曹になることに興味がある若者はもちろんのこと、国際舞台での活躍を目指して国際関係や国際法を学ぶ若者や、非行等の問題を抱える少年の社会復帰を支えるボランティア活動を行っている日本BBS連盟の若者などの参加を得た。

ユースフォーラムの全体テーマは、「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～（Youth Engagement for our Safe and Secure Society: towards Achieving the SDGs）」であり、３つの分科会を設け、議題①青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割（Youth engagement in preventing youth crime and reintegrating youth offenders）、議題②法遵守の文化を醸成するための若者の教育（Youth education for fostering a culture of lawfulness）、議題③安全なネット社会に向けた若者の責任（Youth commitment towards a safe information society）について議論がなされた。

### (2) ユースフォーラムの内容と意義

開会式では、高円宮承子女王殿下が、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、未来を担う若者による創造的な議論や積極的な役割に期待する旨のお言葉を述べられた。また、上川陽子法務大臣（当時）は、日本におけるBBS運動（Big Brothers and Sisters Movement）を紹介し、SDGs達成に向けたステークホルダーの一員としての若者に寄せる大きな期待について、若者が変革の原動力であり希望の源であると述べた。

**特2-2 京都コングレス・ユースフォーラムの開会式の様子**

全体会では、京都コングレスの事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC。以下「UNODC」という。）による、全体テーマと各議題についての導入説明に続いて、国内外の実務家・専門家から各分科会のテーマ（議題①から議題③まで）に関する取組事例等の紹介があった。分科会では、各グループにおいて活発な議論を促すため、１つの分科会をさらに５つのサブグループ（各グループ約10名）に分け、それぞれのグループに法務省法務総合研究所教官、弁護士、UNODCのオフィサーがモデレーターとして付いた。参加者には事前にディスカッションガイドを送付し、これに記載された課題及び解決策についての問題提起を踏まえる形で議論が行われた。

※3 我が国以外の参加国と地域は、アルゼンチン、アメリカ、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、ガーナ、カタール、カナダ、カメルーン、韓国、コモロ連合、サウジアラビア、シンガポール、スウェーデン、スペイン、スリランカ、タイ、台湾、中国、チュニジア、ナイジェリア、ネパール、パレスチナ、フィリピン、ブラジル、フランス、ベトナム、ペルー、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス及びリベリアであった。

特2-3　議論の様子①

特2-4　議論の様子②

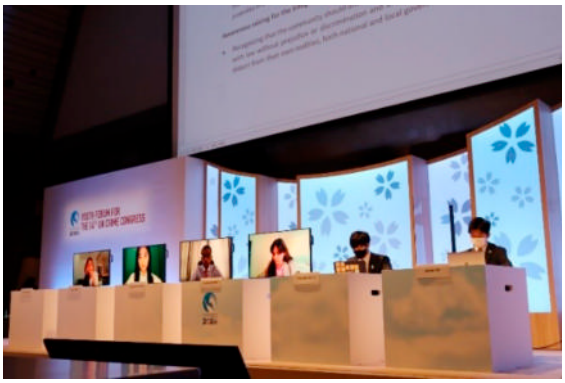

前記議題①の分科会においては、ロンドン大学のロージー・ミーク教授が刑務所内におけるスポーツを通じた再犯防止施策の意義等につき詳細に報告した後、日本のBBS会員である参加者が、日本のBBS運動の歴史や現在の活動体制、更には「ともだち活動」の事例やSDGsとBBS運動の関係などについて報告した。

前記議題②の分科会においては、静岡大学の磯山恭子教授が登壇し、法遵守の文化の意味や教育における課題等について解説するとともに、イタリア高等裁判所のルイジ・マルティーニ判事が、共同生活を行うに際して重要なルールや、「賄賂・脱税等がなぜいけないのか」等についてイタリアの教育の例を紹介した。

前記議題③の分科会においては、オーストラリアのジュリー・インマン・グラントeセーフティーコミッショナー※4が同国における情報通信技術（ICT）の不正利用、特に児童ポルノやいじめの事例について解説するとともに、国連児童の権利委員の大谷美紀子弁護士が子どもをデジタル環境に置くことの影響等について解説した。

これらの基調報告を踏まえ、参加者である若者達が、それぞれが属する社会における課題やそれに対する取組等のグッドプラクティスの紹介を行うなどし、教育やコミュニティー、公的機関や刑事司法機関がそれぞれ果たす役割、若者との関わり等について、自らの経験等も交えながら、活発に議論を行った。

それぞれの分科会で話し合われた内容は、各分科会で参加者から選出された報告者を中心に、勧告として取りまとめられ、全体会合において採択された※5。

同勧告は、その後、京都コングレスの開会式で、ユースフォーラムの代表者２名から国連に提出され、京都コングレスにおける専門家達の議論に新しい視座を与えた。

ユースフォーラムについては、国際感覚を有する人材を育成するとともに、若い世代に犯罪防止・刑事司法に関する具体的な施策への理解を深めてもらう機会としても重要であることから、京都コングレス後も継続的に開催していくことを予定している。

※4　eセーフティーコミッショナー
　　オーストラリア国民全体のネットいじめ対策、安全なインターネット利用の促進等の政策を所管している。
※5　京都コングレス・ユースフォーラムの勧告URL
　　https://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/youth_forum/download/program05.pdf

## 参考資料　京都コングレス・ユースフォーラムの勧告の概要

〔総論〕

○　持続可能な開発は、とりわけポスト・コロナ時代において、安全・安心な社会を実現するための要素であるが、犯罪はその持続可能な開発の障害となる。

○　若者は、より良い未来を構築する政策を作るための重要なステークホルダーである。

〔各論〕

○　分科会１：青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割

・様々なアクター間のパートナーシップの強化と若者の活動のための安全な場所の創造

・施設内、施設外各処遇における様々な更生プログラム（教育、文化、スポーツ、職業訓練、精神的、ITの活用等）の実施

・罪を犯した青少年のスティグマ（汚名）の防止及び除去

・民間企業との連携を通じた、罪を犯した青少年の社会復帰に関する意識啓発

・若者の犯罪予防、社会復帰におけるICT、ソーシャルメディア等の活用

○　分科会２：法遵守の文化を醸成するための若者の教育

・法の支配に関する教育の強化（学校と家庭やその他のステークホルダーとの協働等）

・法へのアクセシビリティの向上（より平易な言語の使用、ICTの活用等）

・マスメディア、ソーシャルメディアに関するリテラシーの促進

・公的機関の透明性及び説明責任の強化等を通じた、市民の信頼の向上

・司法制度におけるジェンダーその他の理由による差別の撤廃と社会的結束の強化

○　分科会３：安全なネット社会に向けた若者の責任

・若者がネット犯罪等の加害者又は被害者となることを防止（コロナ禍により親の監護力が一層弱まっていることを受け、ネットの利用法について親への教育を行う等）

・ネット犯罪等に対する法的対応、被害者の保護等（ネットいじめ等、犯罪を構成するまでに至らない行為についても、ステークホルダーと連携し、カウンセリング等の各種対策を講じる等）

・法執行機関内にネット犯罪等への対処等に関する専門ユニットを設立

・国際協力の推進（若者によるネットの安全な利用に関する知識・経験の共有等）

・ネット犯罪等への対処のための官民連携、能力構築の推進

## 第2節　京都コングレスにおける再犯防止

京都コングレスにおける４つの議題のうちの一つは「刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ」であり、これを実務的な視点から深堀りするワークショップとして、「再犯防止：リスクの特定とその解決策（Reducing reoffending: identifying risks and developing solutions）」が実施された。

様々な課題の中で特に再犯防止が取り上げられた背景には、各国における再犯防止に対する関心の高さがある。2017年（平成29年）５月にウィーンで開催された国連犯罪防止刑事司法委員会において、京都コングレスの議題及びワークショップが全会一致で決定・承認されたが、その準備のために事務局であるUNODCが各国に対して京都コングレスの議題及びワークショップで取り上げるべき課題について意見照会を行った際には、多くの国から、再犯率が高止まりしている現状に鑑み、再犯防止や犯罪者の更生・社会復帰について取り上げるべきとの意見が寄せられていた。

この再犯防止に関するワークショップにおいては、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI。以下「アジ研」という。）の企画・運営により、再犯防止に関する課題やその解決策について、「社会復帰に適した刑務所環境の整備」、「デジスタンス（犯罪からの離脱）に寄与する社会内における処遇・介入等のアプローチ」、「犯罪者の社会復帰・社会再統合に向けた継続的支援やサービスを確保するための多角的アプローチ」の３つの観点から議論が行われた。

また、公式プログラムのほかにも、約150実施されたサイドイベントの中において、様々な角度から再犯防止が扱われた。

本節では、アジ研のワークショップと法務省関係部局が主催した、特に再犯防止と関わりのある４つのサイドイベントに焦点を当て、その内容と意義について紹介する。

## 1 ワークショップ「再犯防止：リスクの特定とその解決策（Reducing reoffending: identifying risks and developing solutions）」について

アジ研は、国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）※6として、2021年（令和３年）３月８日及び９日の２日間にわたり、世界各国から合計15名のパネリストを招へいし（うち３名が対面参加、その他はオンライン参加）、UNODC及びタイ法務研究所（Thailand Institute of Justice、TIJ）と協働して、再犯防止をテーマとしたワークショップを企画・運営しました。

特2-5　ワークショップの壇上の様子

### (1) ワークショップ「再犯防止：リスクの特定とその解決策」の内容

本ワークショップでは、再犯防止に関する課題や解決策を議論することを目的に、アジ研所長がモデレーターを務め、以下の３つの観点から分科会を設け、日本を含む世界のグッドプラクティスや最新の科学的知見等について幅広い共有及び意見交換を行いました。はじめに、本ワークショップ全体への導入として、英国グラスゴー大学のファーガス・マクニール教授による基調講演があり、犯罪からの離脱等に関する最新の理論に触れながら、社会からの疎外や懲罰的な対応ではなく、社会とのつながりや社会資源の活用を通じた再犯防止への取組や支援の重要性等について論じられた後、以下の各分科会の議論に移りました。

特2-6　分科会１（オンライン参加のパネリスト）

#### ア　分科会１「社会復帰に適した刑務所環境の整備」

UNODCの中央アジアにおける支援事業や、ナミビア、アルゼンチン、ノルウェーにおける刑務所内の処遇や取組が紹介されました。具体的には、エビデンス（科学的根拠）に基

※6　PNI　Programme Network Instituteの略。世界に18機関あり、国連の刑事司法分野を掌る国連薬物犯罪事務所（UNODC）を中核とする「国連関連機関」としてネットワークを構成しています。

づいた受刑者処遇の取組例や社会の生活に近い刑務所内環境を整備することで更生を促す取組が紹介されました。また、多くの開発途上国で問題となっている過剰収容や刑務所内でまん延する汚職等、再犯防止に向けた処遇を実効的に行うための前提となる環境の整備についての発表や議論も行われました。

**イ　分科会2「デジスタンス（犯罪からの離脱）に寄与する社会内における処遇・介入等のアプローチ」**

TIJ元特別顧問・欧州犯罪防止管理研究所（HEUNI）前所長のマッティ・ヨッツェン博士の基調講演において、非拘禁措置（刑務所等に収容しない犯罪者処遇）や社会内処遇の効果的運用や意義について共有された後、カナダ、クロアチア、ケニア及びフィリピンのパネリストから、釈放後の社会内処遇への円滑な移行に向けた取組や、他国の事例を参考に社会内処遇制度を導入した事例のほか、コミュニティの既存資源を活用した社会内処遇の取組等が発表されました。また、発表後の討議では、日本の保護司活動が紹介され、ボランティアが再犯防止の取組に参画することの有用性やボランティア制度の普及、地域社会とのネットワーク構築の重要性等についても共有されました。

**ウ　分科会3「犯罪者の社会復帰・社会再統合に向けた継続的支援やサービスを確保するための多角的アプローチ」**

法務省保護局長からは、我が国の総合的な再犯防止施策や多機関連携による住居確保支援の取組が紹介されました。他国の発表においては、米国のNGOによる住居確保や就労支援、ジョージアで試行された女性の特性に着目した支援プロジェクト、北欧で展開される元犯罪者の自助団体によるピアサポート、中東地域で開発された暴力的過激主義者等への更生支援におけるIT技術活用の取組が紹介されました。

特2-7　分科会3（対面参加による法務省保護局長発表）

### (2) ワークショップにおいて特に重要視されたポイント

本ワークショップでの議論の総括として、犯罪者の社会への再統合に向けた刑事司法の全ての段階において、社会復帰に適したプロセスや環境（Rehabilitative processes and environments）を確保することが再犯防止にとって非常に重要であり、その実現には、とりわけ①謙抑的な刑の適用や非拘禁措置の積極的活用、②エビデンスに基づいた個々の犯罪者のニーズに応じた処遇の実施、③処遇や支援の継続性の確保及び④マルチステークホルダーアプローチ（多機関連携）の促進が特に重要であることが確認されました。さらに、本ワークショップの成果をもとに、再犯防止に関する各国のモデルとなる共通の指針（国連準則）を策定する提案がなされました。

### (3) ワークショップの成果を踏まえた今後の展望

本ワークショップでの議論の結果は、京都コングレスの全体会合に報告され、国連の公式文書として報告書にまとめられています※7。本ワークショップの成果を踏まえ、本年５月にウィーン

※7　最終的に京都コングレス全体の報告書A/CONF.234/16の中に組み入れられました。

で開催された国連の犯罪防止・刑事司法分野における政策決定機関である国連犯罪防止刑事司法委員会（通称「コミッション」）において、日本政府から再犯防止に関する国連準則の必要性やそのための専門家会合の開催について記した決議案が提出され、一部修正の上※8、採択されました。今後は、この新たな国連準則の策定及び普及が、再犯防止に向けた国際社会の意識や実行力を高め、2030アジェンダに記載された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、より平和で安全・安心な社会の実現に貢献することが期待されます。

## 2 サイドイベント「世界保護司会議（World Congress for Community Volunteers Supporting Offender Reintegration）」

**特2-8　世界保護司会議（パネルディスカッション）**

### （1）世界保護司会議の開催意義及び内容

2021年（令和３年）３月７日、京都コングレスのサイドイベントとして、保護司を始めとする地域ボランティアが再犯防止の取組に参画することの有用性や、これらの制度を世界に広めていくための方策等について議論することを目的に、世界保護司会議が開催されました。

会議の冒頭、上川陽子法務大臣（当時）から、保護司を始めとする地域ボランティアの活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現するものであり、世界保護司会議の成果が地域ボランティアの輪を世界に広げていくための礎となることを期待しているとの挨拶がありました。続いて、UNODCのガーダ・ワーリー事務局長は、本会議が犯罪者の社会への再統合における地域ボランティアの国際ネットワークの構築につながることへの期待を述べました。さらに、谷垣禎一全国保護司連盟理事長は、誰もが再チャレンジできる社会を築くために地道な活動を続ける保護司の方々は、社会にとって「エッセンシャル」な存在であると述べました。

続いて、タイ法務研究所（TIJ）のナティー・チッサワン次長は、スピーチの中で、日本の保護司制度が再犯防止に効果があると評価するとともに、これを支えるインフラ整備の必要性を指摘しました。また、国際矯正司法心理学協会前会長フランク・ポポリーノ博士から、犯罪者処遇においては信頼関係を構築し、それにより相手の変化に影響を及ぼすことが重要であり、これを実践する日本の保護司制度は革新的であり、維持されるべきであるという基調講演がありました。

※8　最終的に修正された決議案としてE/CN.15/2021/L.6/Rev.1が公表されています。

会議後半のパネルディスカッションでは、「罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティアの有用性」をテーマに各国のパネリストが発表と意見交換を行いました。日本からのパネリストとして登壇した栃木県保護司会連合会会長の安藤良子保護司からは、保護司活動の基礎となる地域の理解・協力の重要性などについて発表がありました。また、日本の保護司制度を基に制度を発展させてきたフィリピンやタイ、ケニアからは、地域で犯罪者の立ち直りを支えることを基本としつつも、修復的司法の支援業務（フィリピン）や電子監視機器を装着した仮釈放者等の監視業務の補助（タイ）、保護観察官がいない地域での代理業務（ケニア）を保護司が行うなど、独自に発展してきたとの発表がありました。そして、欧米からは、性犯罪者の地域社会への復帰を促進するための「支援と責任の輪」（Circles of Support and Accountability、CoSA※9）や、犯罪者の家族や女性など特定のグループを対象とした地域ボランティア制度の紹介がありました。

続いて行われたディスカッションでは、これらの地域ボランティアの活動について、地域の理解を得ることが重要であり、地域の理解の基となる住民からの信頼なくして活動は成り立たないという点で、各パネリストの意見の一致が見られたほか、制度を更に発展させていくためには、活動環境を整備することや処遇効果に対する一般市民の信頼を確立するためのオープンで透明性のある仕組みを構築することなどが必要であると指摘されました。

### (2) 世界保護司会議の成果及び今後の展望

世界保護司会議では、上記の発表や議論などを踏まえ、「京都保護司宣言」※10が採択されました。同宣言には、保護司などの地域ボランティアの国際的認知度を向上することや、保護司制度を世界各国へ普及させること、そして国連の国際デーとしての「世界保護司デー」の創設に取り組むこと等が盛り込まれています。

罪を犯した人を隣人として受け入れ、同じ目線に立って親身に接することで、その立ち直りを支える保護司のアプローチは、SDGsの理念に通じるものであり、新たな被害者を生まない、安全・安心な社会を作るために重要なものとして、世界に広げていくのにふさわしいものです。

今後、法務省は、世界保護司会議の成果を京都コングレス後の再犯防止に関する国連準則の策定にいかしていくとともに、日本の保護司を世界共通語の「HOGOSHI」として積極的に発信し、「HOGOSHI」の輪を世界に広げていくこととしています。

VOICE

## 保護司の立場から見た世界保護司会議について（栃木県保護司会連合会会長　安藤良子氏）

会議当日、京都市営地下鉄烏山線・国際会館駅で下車し会場に向かいました。会場である国立京都国際会館に向かう通路の両側には桜色鮮やかな京都コングレスのポスターが、床面には直径３ｍはある円形デザインのフロアサインが貼られており、その先の会場入口まで数十本を超える桜が満開で出迎えてくれました。

パネルディスカッションで私が行ったスピーチの概要は以下のとおりです。

※9　CoSA
性犯罪者がよりよい生活を送るための機会を提供し、社会的孤立や精神的孤独感などの再犯リスクを減らす仕組み。3人から5人のボランティアが協働して1人の対象者を担当し、対象者が日常で抱える様々な問題について支援や助言を行ったり、社会活動に一緒に参加したりする「内側の輪」と、医療や福祉の専門家が助言や指導を行う「外側の輪」から成る。カナダ、英国、オランダで導入されている。

※10　京都保護司宣言（英文・和文）のリンクを掲載したウェブサイトURL
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo04_00003.html

特2-9　安藤良子氏

1994年（平成６年）、地元の保護司会長さんから「地域にもっと役に立つ保護司というボランティアがあるよ。」と声が掛かりました。それまでの私は、海外で出産、育児をしながら、南アフリカ共和国に１年間の留学、更に政府開発援助（ODA）としてアルゼンチン共和国で約３年間獣医師の仕事を続けた後、４人の子供を連れて帰国し、地域との絆を求めていました。「私でも役に立てるなら。」と、保護司会長さんからのお誘いを受けました。

保護司の処遇活動における基本は保護観察対象者との面接です。彼らはそれぞれ成育歴や犯罪に至った背景が異なるので、こちらの発した言葉がどのように伝わるのか、保護司になったばかりの時はとても不安でした。最初、言葉は少なくても、彼らの小さなしぐさを観察することから始めました。どんな思いなのか、どんな言葉を待っているのか、伝わってくるのです。本人自身のこととして考えていけるよう工夫しながら話していくと、話題が少しずつ広がっていきました。

保護観察対象者には「困ったとき、悲しいとき、嬉しいとき、どんなことでも話を聞くね。」と伝え、安心して何を話してもいい空間を作るよう心掛けています。面接を続けていくうちに、自分の靴をそろえたり、きちんと挨拶ができるようになったり、彼らが育っていく姿を見ることは、保護司でないと味わえない魅力、醍醐味なのです。

時として、「なぜ保護司が必要なの？」「なぜ貴重な税金を加害者のために使うの？」という声を耳にします。犯罪や非行をした人もいずれ地域に戻ってきますが、困っても相談できる人がおらず孤立や孤独を抱えていることが犯罪や非行の背景になっていることも多いため、地域で彼らを排除すると更に問題が深刻になります。保護司は、同じ地域に住む保護観察対象者の立ち直りを身近で支援し、地域と彼らを結び付ける存在でもあります。

私が保護司になったばかりの頃は、裏方としてひっそりと活動をすることが大切と教えられました。しかし、地域において保護司の存在や保護司のなり手が不足していることを知ってもらう機会等を通じて、徐々に保護司の存在がオープンになっていきました。

このような国際的会議の場で、保護司をメインテーマとして取り上げていただき、とても有り難く、ワクワクしています。「HOGOSHI」が世界的な言葉となり、その価値が高まるのは私たち保護司にとって励みとなり、より一層良い活動を続けていく力になると思います。

この度、世界保護司会議で私がスピーチできたのは、先輩諸氏始め関係各位の皆様と共に保護司として歩んでこられた証であり、感謝の気持ちで一杯です。

## ③ サイドイベント「女性犯罪者の再犯防止と社会復帰（Rehabilitation and Social Reintegration of Women Prisoners and Offenders）」

アジ研は、タイ法務研究所（TIJ）と共催で、「女性犯罪者の再犯防止と社会復帰」をテーマにしたサイドイベントを実施しました。

### (1) 本サイドイベントの背景

刑務所における改善更生や社会復帰のための処遇プログラムが、収容者の大半を占める男性受刑者を対象に作られてきたという歴史を背景に、2010年（平成22年）12月に国連総会で採択された「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（以下、通称である「バンコク・ルールズ」という。）」では、女性犯罪者に対する処遇プログラムは、女性の置かれている状況や女性特有のニーズに配慮したものである必要があることが明確にされました。女性の犯罪が貧困や被暴力体験等の問題と関連していることは、多くの研究でも検証されており、改善更生や社会復帰のための処遇プログラムでは、女性犯罪者に対して社会復帰に必要な力を授け、更生する意欲を高めることが肝要とされています。

バンコク・ルールズの策定を受け、世界各国において、女性犯罪者に適切なプログラムを提供するための努力がなされていますが、いまだ、バンコク・ルールズの理念が運用レベルで十分に実現できているとは言い難い現状にあります。本サイドイベントは、女性犯罪者の改善更生、社会復帰における特有のニーズについて理解を深めるとともに、世界各地における優れた実践や課題を共有する場として企画されました。

### (2) 本サイドイベントの内容

被害体験やそれに伴うトラウマ、低水準の教育、経済的貧困等の女性犯罪者の犯罪に至る特有の要因、有効な社会復帰プログラムの在り方、改善更生の評価の在り方等に言及があったほか、アルバニア、チェコ及びタイにおける調査で、失業と社会的排除が、共通して再犯の主要因であったとする研究結果が報告されました。また、日本からは、女性専用の更生保護施設における窃盗や薬物問題を扱った処遇プログラム等について発表しました。さらに、アルゼンチン及びジョージアにおける取組も紹介され、政府関係機関と市民団体等を含むマルチステークホルダーが協力することの重要性等が示されました。

### (3) 今後の展望

本サイドイベントの議論が、策定後10周年を迎えたバンコク・ルールズの更なる普及に寄与するとともに、再犯防止をテーマとした前記の１のワークショップにおける議論を補完するものとして、個々の犯罪者のニーズに応じた処遇の重要性、取り分け、女性を始めとした特定のニーズを有する者に対する配慮についての理解を深め、これにより、今後策定される再犯防止に関する国連準則においていかされることが期待されます。

**特2-10 本サイドイベントの様子**

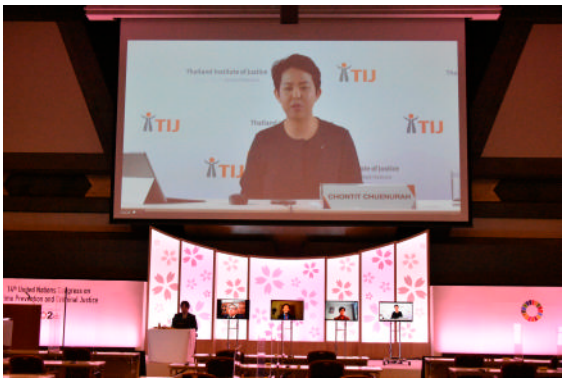


## 4 サイドイベント「法務省政策提案ワークショップ（Ministry of Justice Policy Proposal Workshop）」

学生グループが犯罪・非行からの立ち直りに関する政策提案を行うサイドイベント「法務省政策提案ワークショップ」を実施しました。

### (1) 本サイドイベントの背景

本サイドイベントに先立ち、法務省は、2019年（令和元年）12月に、同名のアイデアソン※11である「法務省政策提案ワークショップ」を開催しました。本サイドイベントは、その中で選ばれた３つの政策アイデア※12について、発案した学生グループによる発表を基に、世界から見た日本の矯正の在り方や今後の展望について議論するものです。京都コングレスの開催が１年延期されたにもかかわらず、３グループ合計９名の発表者が会場に集まりました。今回、アイデアソンを含め、本サイドイベントの参加者に「犯罪・非行からの立ち直り」を身近な社会課題として興味関心を持っていただくこと、民間企業や団体、この社会課題に関心を持つ学生や社会人との新たなつながりを作ることを期待して企画・実施しました。

### (2) 本サイドイベントの内容

本サイドイベントにおいては、学生グループにより、以下の３つの政策が提案されました。

| 政策名 | 概要 |
|---|---|
| Withdrawal of Punishment for ‘Drug Use’ in Japan | 薬物使用に対して治療に重点を置いたアプローチ（非犯罪化）を提案するもの。 |
| Reform social values | 犯罪者に対する社会の価値観の変容を促すための二つの方策として、ロールプレイング等の手法を活用した早期の教育と動画サイトやSNSを活用した周知・広報活動を提案するもの。 |
| Colorful World | 「Home」と名付けたシェアハウスを通じ、非行少年を含めた様々な人々が居場所や新たなチャンスを見付け、多様性のある社会を形成していくアイデアを提案するもの。 |

全てのグループによる発表の後、これまで更生保護や再犯防止の活動に取り組まれてきた甲田真理氏（ダンサー・女優）、中村すえこ氏（NPO法人セカンドチャンス！）、中澤照子氏（元保護司・Café LaLaLa店主）ら３名のゲストスピーカーからは、各グループの発表内容に対して様々な経験談を交えた助言や意見が述べられたほか、法務省矯正局更生支援管理官からは、「若い人たちの力を得ながら、これからも社会復帰と再犯防止に向けた対策を戦略的に進めて行く」旨のコメントが述べられました。本サイドイベントの終了にあたり、法務省矯正局長からは、「本サイドイベントの開催が、既存の枠組みにとらわれず、自由な発想を忌たんなく発信できる日本の姿勢を国際社会に示す良い機会になったのであれば幸いである」旨の挨拶がなされました。

**特2-11　学生グループによる発表**

**特2-12　ゲストスピーカーによるコメント**

※11　アイデアソンとは、「アイデア」と「マラソン」を掛け合わせた造語で、ある特定のテーマについて多様なメンバーが集まり、対話を通じて、新たなアイデア創出やビジネスモデルの構築などを行うワークショップの一手法のこと。
※12　法務省Twitterなどの募集により学生70名と社会人53名が参加し、「犯罪・非行からの立ち直り」という社会課題について、「地域で立ち直りに取り組むには？」をテーマに政策立案を行い、京都コングレスで発表する3つのアイデアが選出されました。

### (3) 成果と今後の展望

本サイドイベントは、犯罪・非行からの立ち直りに向けた取組やその重要性の周知に加え、共にこの分野で主体的に取り組む担い手を増やすことにつながったものと考えており、今後も、関係者・関係機関の連携強化や効果的な施策の実施による再犯防止の推進に向けて、様々な取組を展開していきたいと考えています。

**特2-13** 法務省矯正局長による総括

VOICE

## 参加した学生からの声。

・この度は京都コングレスでの登壇という貴重な機会をいただきありがとうございました。罪を犯してしまった人々の社会復帰に関する報告の経験を、大学院での研究にも生かしていければと思います。(宇都宮大学大学院・横山友輝さん)

・様々な考えを持つ学生メンバーと「どうすれば社会の価値観を変えてもらえるか」について多くの意見を交わし、国際的な場で発信できた経験は一生の宝です。この学びを、今後は仕事の場で、積極的な姿勢で生かしていきます。(慶應義塾大学・沖皐津紀さん)

・アイデアの発案から会場での質疑応答まで、刑事政策に限定されない様々な分野の人々とともに、犯罪を行なってしまった人物を他人として見るのではなく、共通の問題をもつ当事者という視点から考えることができるとても貴重な機会でした。(早稲田大学大学院・吉川優太郎さん)

**特2-14** 早稲田大学大学院・吉川 優太郎さんによる発表

## 5 サイドイベント「再犯防止分野におけるSIBの課題と可能性（Challenges and Potential of Social Impact Bond for the Prevention of Recidivism（Reoffending））」

### (1) 再犯防止分野におけるSIBの活用

犯罪をした者等の再犯防止に必要な「息の長い」支援を実現するためには、国と地方公共団体、民間協力者による協働が不可欠です。特に民間協力者については、近年、再犯防止の取組における役割の重要性は増しており、その活動範囲も広がっています。これに対応していくためには、民間協力者による活動のための財政基盤の整備が必要であり、再犯防止分野における民間資金の活用の推進が求められています。

政府においては、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（2020年（令和２年）３月成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下「アクションプラン」という。）（【施策番号97】参照。）に基づき、再犯防止を重点分野の一つとして、成果連動型民間委託契約方式（以下「PFS」という。）の普及促進を進めることとされています。

こうした流れを受けて、法務省では、2019年度（令和元年度）、再犯防止分野への民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式（以下「SIB」という。）の導入に向け調査研究を実施し、具体的な事業案として「非行少年に対する継続的な学習支援の実施」が示されました。そこで、2021年度（令和３年度）からSIBのスキームを活用して当該事業に取り組むこととしています。

一般に、SIBのスキームは、国から受託事業者に対し、委託費を事業の成果に連動させる形で支払うことにより、国の支出の効率化を図りつつ、民間のインセンティブを高めることでその知見やノウハウを最大限に活用することが期待できる仕組みとされています。また、民間の資金提供者は、受託事業者に資金提供を行い、国から受託事業者に対する成果に応じた委託費の支払いに連動して償還を受ける形となり、SIBに関与する資金提供者が増加すれば、民間資金の言わば掘り起こしにもつながるものとなります。

なお、世界で初めてのSIB事業は、2010年（平成22年）から英国のピーターバラ（Peterborough）刑務所において、同刑務所出所者に対して行われた再犯防止分野の事業であるとされています。

そして、法務省において2021年度から取り組むこととしている事業は、再犯防止分野はもちろんのこと、日本政府が主体的に取り組むものとしては初めてのSIB事業となります。

このような背景もあり、京都コングレスにおいては、日本におけるPFS／SIBの仕組み作りに貢献いただいている一般財団法人社会変革推進財団（Social Innovation and Investment Foundation、SIIF）と法務省の共催により、諸外国でPFS／SIBに取り組んでいるジェーン・ニューマン氏（Social Finance／International Director）及びケビン・タン氏（Tri-Sector Associate／Founder）をお招きし、「再犯防止分野におけるSIBの課題と可能性」をテーマとして、本サイドイベントを実施しました。

### (2) 本サイドイベントの内容

本サイドイベントでは、ジェーン・ニューマン氏からPFS／SIBのスキームや有効性のほか、英国のピーターバラ刑務所における取組の内容や成果等について講演いただきました。

ケビン・タン氏からは、米国マサチューセッツ州における再犯防止分野でのPFS事業の内容を御紹介いただいたほか、アジアでの取組を通じてタン氏が感じ取られた、PFS／SIBを普及促進するために必要な観点等について講演いただきました。

また、SIIFから日本におけるPFS／SIBの動向等について紹介いただくとともに、法務省から

は2021年度から実施予定のSIB事業について報告を行いました。

その後、登壇者によるパネルディスカッションが行われ、ジェーン・ニューマン氏からは、PFS／SIBが新たなアプローチの手法であることから、国や地方公共団体が、その導入過程において十分な検討を行い、関係者及び関係機関と密に連携する必要があるなどのコメントがありました。

また、ケビン・タン氏からは、PFS／SIBのスキームについて、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、社会課題を解決するための様々な民間セクターによる新たな取組が活発化する現代社会において、資金の豊富な大規模事業者だけでなく、小規模な民間セクターにとっても効果的な連携が構築できるスキームとして期待されるなどのコメントをいただきました。

さらに、SIIFからは、PFS／SIBは柔軟性を持ったイノベーティブな民間の活動促進が期待されるスキームであるものの、行政側が従来のルールの範囲内で事業の発注を行うことが多いためにその柔軟性が損なわれている現状にあり、今後はインパクト指向の取組について、行政に加え、民間の団体も担っていくことで社会課題の解決に向けた成果の創出につなげていく必要があるなどのコメントをいただきました。

（当日の様子については、こちらから御覧いただけます。）
https://www.youtube.com/watch?v=J6FO8TlEqXM

**特2-15 サイドイベントの様子①**

**特2-16 サイドイベントの様子②**

### (3) 今後の課題と可能性

我が国で再犯防止分野におけるSIB事業を実施するに当たっては、成果指標の設定方法、適切な民間事業者の選定、資金提供者の位置付けの整理など、検討すべき点が多くあります。

法務省では、本サイドイベントを通じて得た海外の知見も踏まえ、まずは2021年度から実施する事業について、着実に取り組むこととしています。

アクションプランでは、2022年度末（令和４年度末）までに、重点３分野（医療・健康、介護及び再犯防止）でのPFS／SIB事業を実施した地方公共団体等の数を100団体以上とする目標が掲げられています。地方公共団体もその実情に応じた再犯防止施策を策定・実施する責務を負う（再犯防止推進法第４条第２項）中で、PFS／SIBは、そうした地方公共団体による取組を進めるツールとしても、有効に活用され得るものと考えています。法務省においても、本サイドイベントを通じて形成された関係機関のネットワークを活用しつつ、2021年度から開始する事業の実施状況も踏まえ、再犯防止分野におけるPFS／SIBの普及促進に取り組むこととしています。

## 第3節　京都コングレスの成果と今後の展望

京都宣言の内容は多岐にわたるところ、我が国としては、「国際協力の促進のための世界各地域における実務家ネットワークの創設」、「刑事司法分野における次世代を担うユースの育成」、「世界各国における再犯防止の推進」の３つの取組を京都コングレスの成果（レガシー）として展開し、その実施にリーダーシップを発揮していくこととしている。（特２-17参照）。

本節では、京都コングレスの成果（レガシー）の展開について、上記の３つの取組を中心としつつ、特に再犯防止に関する取組を具体的に紹介することとしたい。

### 特2-17　京都コングレスの成果展開（レガシー）の取組の概要

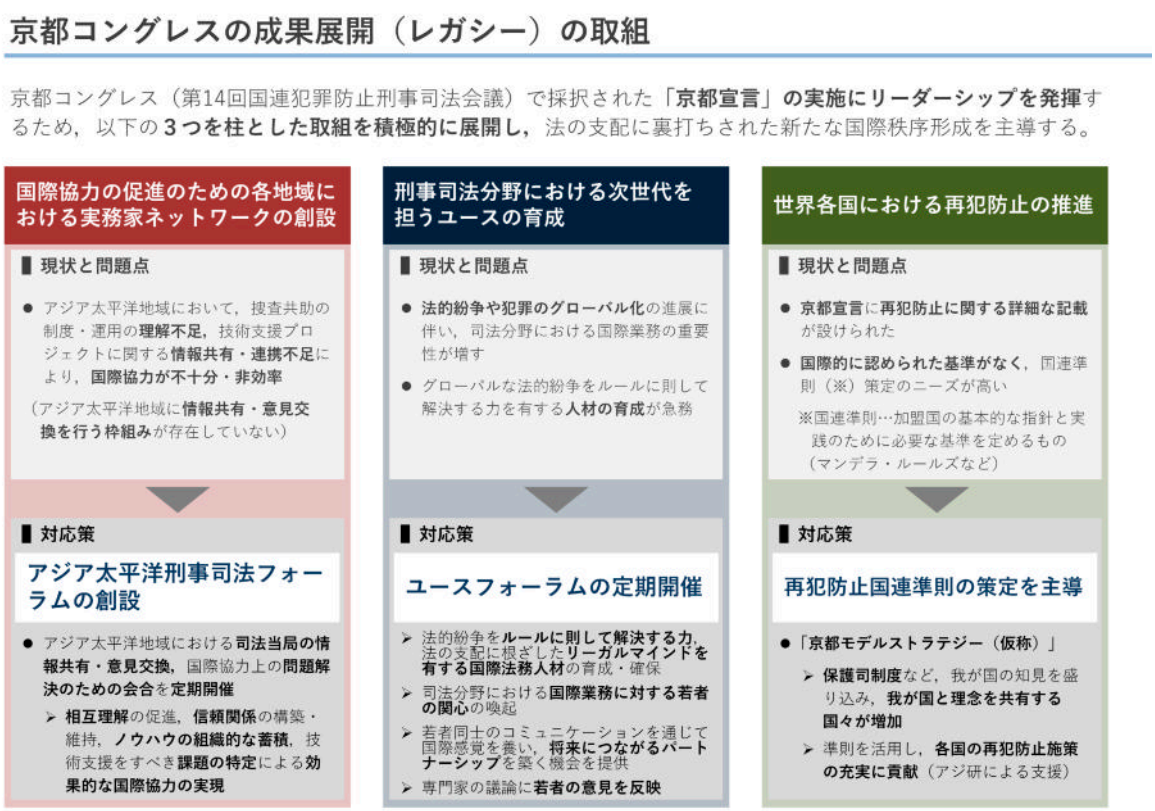


### 1　京都コングレスの成果展開（レガシー）における３つの取組

１つ目は、世界各国の再犯防止施策の推進のための国連準則の策定である。

京都宣言においては、再犯防止に関する詳細な記載が設けられ、再犯防止に関する各国の関心の高さが明確となった。

この分野は、再犯防止推進計画を策定し、官民連携やマルチステークホルダー・パートナーシップにより就労支援等を含む再犯防止に取り組む我が国の知見を生かせる分野である。

また、これまで刑事司法分野においては、国連被拘禁者処遇最低基準規則（通称「マンデラ・ルールズ」）や非拘禁措置のための国連最低基準規則（「通称「東京ルールズ」）のほか多数の国連準則が定められ、各国における立法や政策立案の際に参照されてきたところである。

そこで、京都コングレスの成果として、再犯防止に関する国連準則である「再犯防止国連準則」（通称「京都モデルストラテジー（仮称）」）を策定し、さらに、京都コングレスで再犯防止についてのワークショップを運営したアジ研においてこの準則を活用した研修を行うなどして、アジア・アフリ

カ等の途上国における再犯防止関連施策の充実に貢献することを目指すこととしている。

２つ目の成果展開の取組は、ユースフォーラムの定期開催である。

京都コングレスの約１週間前、我が国はコングレスの関連イベントとして京都コングレス・ユースフォーラムを開催した。同フォーラムには35の国と地域から約150名が参加し、同フォーラムでの議論の結果として採択された「勧告」は、京都コングレス初日に国連に提出された。また、京都宣言においては、犯罪防止の取組を支援するため、ユースフォーラムを開催するなどして、若者のエンパワーメントに努めるべきことが指摘された。

そこで、ユースフォーラムをコングレス後も毎年開催することにより、国内外における若者の国際感覚を養い、将来につながる若者のパートナーシップを築く機会を提供するとともに、法の支配に根ざしたリーガルマインドを有する人材の育成・確保に取り組み、更には司法分野における国際分野に対する若者の関心を喚起していくこととしている。

2021年度（令和３年度）には、東京国際フォーラムにおいて、「第１回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（The 1st Global Youth Forum for a Culture of Lawfulness）」を開催する予定である。

全体テーマは、多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割（The role of youth in achieving a diverse and inclusive society）、２つある分科会のテーマはそれぞれ、成年年齢に達することと社会への参画（Reaching the age of adulthood and participation in society）とコロナ後の犯罪防止・刑事司法（包摂的社会の実現に向けた若者の役割）（Crime prevention and criminal justice in the post-COVID-19 world – youth participation in achieving an inclusive society）で、国内外の学生等約120人程度の参加を見込んでいる。

３つ目の成果展開の取組は、国際協力の促進のための実務家ネットワークの創設である。

京都宣言では、刑事に関する国際協力の一層の促進が宣言された。

しかしながら、我が国が属するアジア太平洋地域においては、捜査共助の制度・運用に対する各国相互の理解不足により、十分な国際協力ができているとは言い難い状況にある。

また、我が国が積極的に進めている東南アジア諸国における刑事司法分野の技術支援についても、効率的な国際協力を推進するため、他の支援国との情報共有や意見交換を実施することが極めて有効である。

そこで、アジア太平洋地域において司法当局のプラットフォームを新たに構築し、司法関係者等が、刑事共助に関する情報共有・意見交換や、国際協力（技術支援）を行う上で相手国の真の問題に対処するための情報交換を行うための場を提供したいと考えている。

2022年（令和４年）２月14日及び15日には、東京都内において、「第１回アジア太平洋刑事司法フォーラム（The 1st Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific）」を実施することを計画しており、国連や各国とそのテーマや議論の進め方等について協議・調整を開始したところである。

今後、京都コングレスを新たな出発点と捉え、その成果展開を通じて、国際社会における法の支配の確立を目指す「司法外交」を次のステージに進めていきたい。

## ② 再犯防止分野における今後の展望

京都コングレスの成果展開（レガシー）のうち、特に再犯防止に関するものとしては、「再犯防止国連準則」の策定が挙げられる。策定に向けた検討状況や今後の見通しについて、以下のとおり詳述する。

2021年（令和３年）５月にウィーンで開催された国連犯罪防止刑事司法委員会において、我が国は、「再犯防止国連準則」の策定プロセスを進めるための決議案を提出した。

具体的には、同準則の策定に向けた協議を行う専門家会合を設置・開催するための決議案であり、多くの国から積極的な賛同（共同提案）を得て、全会一致でこれが採択された。

また、この開催期間中、我が国は、「京都宣言のフォローアップ：新たな国連準則による再犯防止」をテーマとした、オンライン方式によるサイドイベント※13を実施した。このサイドイベントでは、上川陽子法務大臣（当時）の冒頭あいさつにおいて、再犯防止と持続可能な開発のための2030アジェンダとの密接な関連性について言及がなされたほか、UNODCのガーダ・ワーリー事務局長によるゲストスピーチにおいて、再犯防止が刑事司法システムの基本的な機能であることが強調された。また、各国高官により再犯防止に関する施策の報告がなされた。サイドイベントの後半においては、アジ研所長などにより、「京都コングレスにおける再犯防止についての議論の結果と今後の展望」をテーマとしたパネルディスカッションが行われ、再犯防止に焦点を当てた国連準則を新たに策定する必要性が改めて確認された。

今後、2023年（令和５年）又は2024年（令和６年）の国連犯罪防止刑事司法委員会での再犯防止国連準則の採択を目指したいと考えている。（特２-19参照）

**特2-18　国連犯罪防止刑事司法委員会におけるサイドイベントの様子**

※13　国連犯罪防止刑事司法委員会におけるサイドイベントの結果報告URL
https://www.unodc.org/documents/commissions/CND_CCPCJ_joint/Side_Events/2021/CCPCJ_Side_Event_Report_2021.pdf
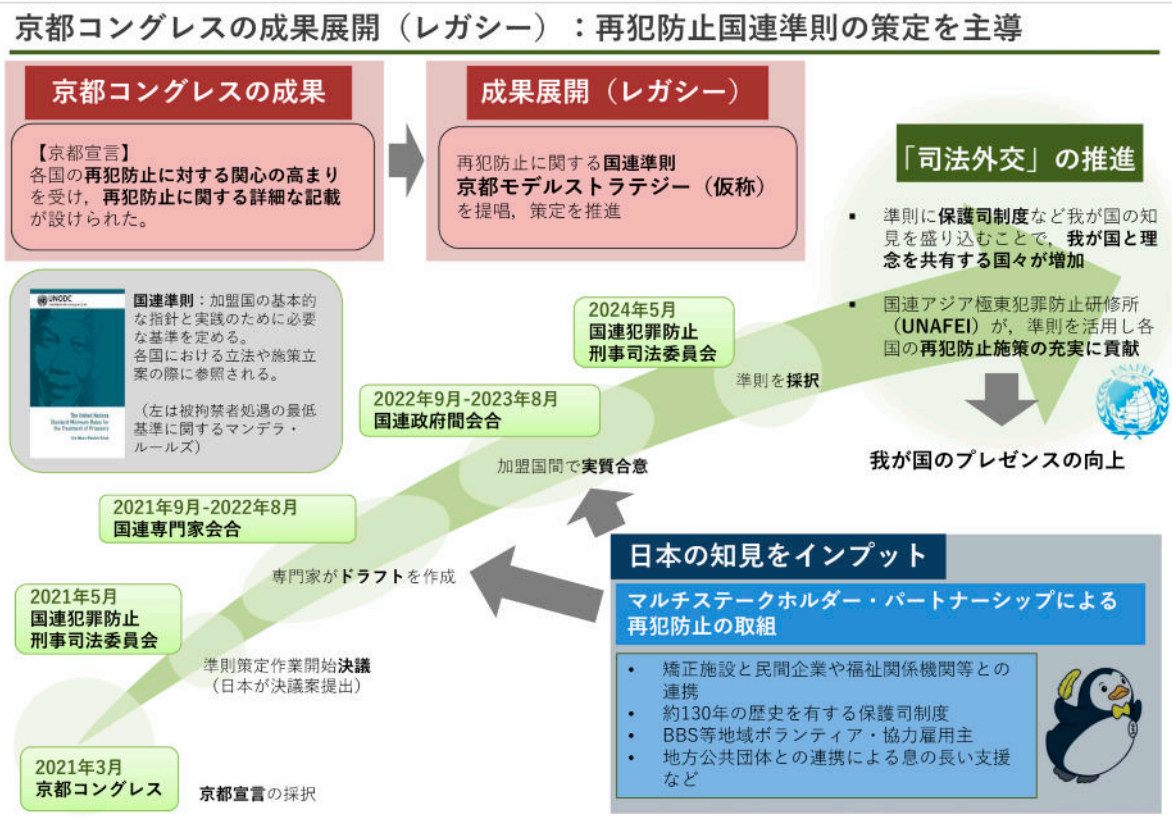
## 特2-19 再犯防止国連準則の策定フロー